

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
 （公印省略）

D P C 対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年10月22日に提出すべき、平成25年7月分から平成25年9月分までのD P Cデータの提出に遅延等が認められたため、平成25年12月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
北海道札幌市中央区南1条西14丁目291番地 社会医療法人医仁会中村記念病院	平成25年12月1日から 平成25年12月31日まで
北海道札幌市北区北30条西14丁目3-1 医療法人社団北腎会坂泌尿器科病院	
秋田県秋田市南通みその町3番15号 社会医療法人明和会中通総合病院	
群馬県前橋市紅雲町1-7-13 社会保険群馬中央総合病院	
群馬県太田市大島町455-1 富士重工業健康保険組合太田記念病院	
東京都新宿区百人町3-22-1 社会保険中央総合病院	

病 院 名	適 用 期 間
東京都青梅市今寺五丁目18番地の19 医療法人社団仁成会高木病院	平成25年12月 1 日から 平成25年12月31日まで
神奈川県秦野市落合666-1 独立行政法人国立病院機構神奈川病院	
富山県高岡市伏木古府元町8-5 社会保険高岡病院	
三重県松阪市川井町字小望102 三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院	
兵庫県尼崎市長洲西通1丁目8番20号 医療法人社団敬誠会合志病院	
和歌山県新宮市蜂伏18番7号 新宮市立医療センター	
島根県益田市遠田町1917番地2 公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	
長崎県長崎市上戸町4丁目2-20 社会医療法人健友会上戸町病院	